例えば…

**こんな時に
お役に立ちます。**

入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、
腸閉塞とわかり13日間入院した。
個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

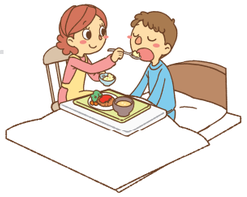

入院2日目から補償プランⒷの場合

①付添介護保険金	8,000円×12日＝96,000円
②差額ベッド費用	3,000円×12日＝36,000円
③入院諸費用	1,000円×12日＝12,000円
④入院一時金	6,000円

お支払保険金合計 **150,000円**

個人賠償責任補償（本人のみ）

自転車で35歳男性と衝突し、
男性は脳挫傷を負い
終身常時介護が
必要となった。
1億3,000万円の賠償。

自転車事故も対応

補償プランⒷⒸの場合

お支払保険金合計 **1億3,000万円**

個人賠償責任補償（本人のみ）

大きな音に驚き
手を振り回したため、
近くにいた女性の
眼鏡を壊してしまい、
損害賠償責任を負った。

お支払保険金合計 **50,000円**

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず
勤務中に会社ノートPCの
上蓋を強く閉め、
液晶画面を
破損させてしまった。

補償プランⒸのみ

お支払保険金合計 **100,000円**

ケガの補償

ガラスに衝突して
顔に裂傷を負い、
10日間通院した。

補償プランⒷⒸの場合
⑧通院保険金
3,000円×10日=30,000円

お支払保険金合計 **30,000円**

弁護士費用等補償

不当に解雇されたため、
弁護士に相談し
損害賠償を請求した。
（不当解雇）

補償プランⒷⒸのみ

お支払保険金合計 **350,000円**
（損害賠償請求費用）（法律相談費用）

施設等管理下財物復旧費用

パニックになってしまい
施設の窓ガラスを
割ってしまった

お支払保険金合計 **200,000円**

Q&A よくあるご質問をご紹介します。

Q 既往症で入院しても、入院給付金の支払い対象になりますか?
A はい。先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払いの対象となります。

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?
A いいえ。医師の診察は不要です。

Q 加入依頼書の所属欄には何を記入するのでしょうか?
A ご本人が通われている会社名や、日中活動をされている施設名・作業所名を記入してください。2か所に通われている場合どちらか1つをご記入ください。

Q 公的医療制度により治療費を負担しない場合でも、「ケガの補償」や「入院給付金」は支払い対象になりますか?
A はい。通院・入院したという事実に対してお支払いいたしますので、ご請求いただけます。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

ひのくに知的障害児者生活サポート協会
〒861-1308 熊本県菊池市亘359-2
プラットタウン　サンティエ　2F
TEL:0968-25-2700 FAX:0968-41-7020
受付時間:午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店
ジェイアイシー九州 南九州支店
〒860-0843 熊本市中央区草葉町4-20　AIG熊本ビル6階
TEL:096-288-2243
FAX:096-288-2297
受付時間:午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
福岡支店
〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35　AIG福岡ビル
TEL:092-718-7000
受付時間:午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずお読みください。
引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(D-007551　2025-12)

2025年度版

知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）のための

生活サポート総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の暮らしを支援します。

普通傷害保険（特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット）

全国知的障害児者生活サポート協会とは…

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年（平成18年）11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。
当会は、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**
助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。
全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ（https://zensapo.jp/）をご覧ください。

特　長

1. 入院給付金は**既往症や、てんかんも補償**
2. 個人賠償（本人のみ）は**最高3億円**まで補償
3. **年令にかかわらず、知的障がい児者、発達障がい児者**（自閉症児者を含む）**の方であれば**ご加入いただけます。
（※ただし、補償プランⒷは2025年4月1日時点で0歳～64歳まで）
4. **24時間安心補償** 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。

全国生活サポート協会は「表現活動」を支援しています。

2024年度「アールブリュット作品展」において、712作品の応募があり、
134作品を当会ホームページ「お知らせ」に掲載いたしました。
全国の生活サポート協会にて投票を行い、票の多かった3作品を入賞といたしました。
（※作品作者名 敬称略）

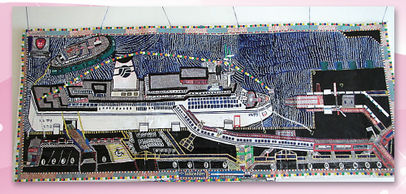

太平洋フェリーいしかり
杉上　彰治（宮城県）

笑笑
新家　壮太（福井県）

日本大学伊豆多賀警察署
平本　吉胤（神奈川県）

アール・ブリュットとは　「生（き）の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとらわれない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

ひのくに知的障害児者生活サポート協会

入院給付金（①②③）の補償開始について

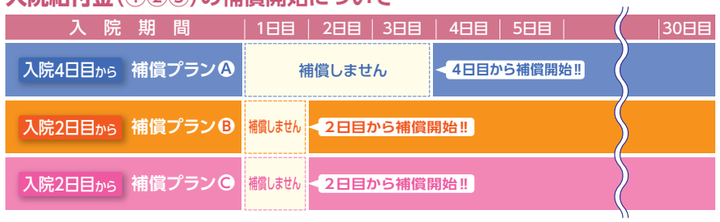

＊ ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

★2025年4月1日時点で満65歳以上（昭和35年4月1日以前に生まれた方）の場合、補償プランⒷにはご加入いただけません。

＊「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

補償内容	補償項目		入所・生活介護の方におすすめ ご加入年齢 0歳～ 補償プランⒶ	入所・生活介護の方におすすめ ご加入年齢 0歳～64歳★ 補償プランⒷ	おもに就労＊者の方におすすめ ご加入年齢 0歳～ 補償プランⒸ
病気やケガで入院した時の補償	①付添介護保険金 病気 ケガ 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	それぞれ補償期間中30日限度	8,000円 入院4日目から	8,000円 入院2日目から	―― 入院2日目から
	②差額ベッド費用 病気 ケガ 差額ベッド代が生じた日1日につき		3,000円	3,000円	――
	③入院諸費用 病気 ケガ 入院1日につき		1,000円	1,000円	4,000円
	④入院一時金 病気 ケガ 1入院につき		5,000円	6,000円	――
ケガをした時の補償	⑤死亡保険金 ケガ		100,000円	100,000円	500,000円
	⑥後遺障害保険金 ケガ 後遺障害の程度に応じて		4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円
	⑦入院保険金 ケガ 入院1日につき（180日限度）		3,000円	5,000円	5,000円
	⑧通院保険金 ケガ 通院1日につき（90日限度）		2,000円	3,000円	3,000円
	⑨手術保険金 ケガ 1事故につき1回		30,000円（入院中）15,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）
他人に損害を与えた時の補償	⑩個人賠償責任補償（本人のみ） 1事故あたり支払限度額		1億円	3億円	3億円
施設の財物に損害を与えた時の補償	⑪施設等管理下財物復旧費用		保険期間通算限度額 500,000円（自己負担額なし）	保険期間通算限度額 500,000円（自己負担額なし）	保険期間通算限度額 500,000円（自己負担額なし）
弁護士費用等の補償	⑫損害賠償請求費用 被害事故 1事故あたり支払限度額		――	200万円	200万円
	⑬法律相談費用 被害事故 1事故あたり支払限度額（1回1万円限度）		――	5万円	5万円
	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額		――	1万円	1万円
職務中の他人への身体の障害・財物損壊の補償	⑮被害者見舞・治療等費用 (ア)見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合… 2万円限度 (イ)被害者の医療処置、入院費用等 (ウ)葬祭費用		――	――	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額（3,000円）
	⑯損壊財物復旧費用				
	⑰疾病葬祭費用保険金 病気 支払限度額		100,000円	100,000円	――
	掛金（1年間）		24,270円	30,170円	26,960円

入院給付金（既往症、てんかん発作などによる入院も対象）

被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含む。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。

〈ご注意〉
- ①付添介護保険金は被保険者の年令や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。
- ②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。
- ④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。
- ④入院一時金の単独でのご請求はできません。

ケガの補償（事故日を含めて180日以内が対象）

- 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。
- 入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。
- 地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。（地震・噴火・津波危険補償セット）

〈ご注意〉
- 急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。
- てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。
- ⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。
- 死亡保険金の受取人は法定相続人となります。

個人賠償責任補償（本人のみ）※1

日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。

〈ご注意〉
- 被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限ります。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。
- 保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。

施設等管理下財物復旧費用

日常生活中に偶然な事故により被保険者本人が入所または通所する施設等の物に損害を与えて、本人が施設等に支払う修理するための費用が補償の対象となります。

〈ご注意〉
- 被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。
- 修理するための費用は、施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、当社の認める額をお支払いします。

弁護士費用等補償

補償期間中に発生した被保険者への「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への「⑬法律相談費用」や、「⑫損害賠償請求費用」をお支払いします。
また、補償期間中に被保険者が逮捕・拘留された場合の「⑭弁護士接見費用」をお支払いします。

〈ご注意〉 購入した物品が10万円以下の場合（消費者被害）や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。

職業従事中事故対応費用補償

職業従事中（職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。）に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

病気で死亡した時の補償

被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」（補償概要をご参照ください。）に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注）個人賠償責任補償、弁護士費用等補償などの補償について、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。

注）被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注）掛金には会費（制度運営費）が含まれています。

注）補償プランの各補償項目に「－」と記載がある場合は、補償の対象外となります。